

秋田県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

令和2年10月13日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	新旧別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
一般国道	旧	105号	由利本荘市米坂字家ノ前190番地先から199番地先まで	7.60～10.00	0.277
	新	105号	〃	8.50～80.00	0.277

2 供用開始の期日 令和2年10月13日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和2年10月13日（火）から同月26日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）